

複合機の賃貸借契約書
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3者契約用

- 1 件 名 複合機の賃貸借及び保守サービス業務委託（単価契約）
- 2 納入場所及び 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
物件の使用場所 奈良県広域消防組合消防本部 他 8 署、7 分署、1 出張所
- 3 履 行 期 間 自 令和 8 年 1 月 1 日
至 令和 12 年 12 月 31 日
- 4 契約金額（当初年度） 金 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 _____ 円
- 5 執行予定総額 金 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 _____ 円
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

所 在 地 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

商号又は名称 奈良県広域消防組合

代表者役職・氏名 管理者 亀田 忠彦 ⑩

受注者

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名 ⑩

賃貸者

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名 ⑩

(総則)

- 第1条 発注者、受注者及び賃貸者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、仕様書及び明細書を内容とする機器等の賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書に記載する機器等を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、賃貸するものとし、発注者は、その賃貸借料金を支払うものとする。
- 3 受注者は、機器等の賃貸借の債務については、賃貸者を連帯債務者として、賃貸者に引き受けさせるものとし、賃貸者は、これを連帯して引き受けるものとする。
- 4 機器等を納入（設置）及び撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この契約の履行に関して発注者、受注者及び賃貸者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者、受注者及び賃貸者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者及び賃貸者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、機器等を第三者に転貸又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ受注者及び賃貸者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者及び賃貸者は、この契約を履行するに当たり、知り得た組合の秘密について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。
- 2 他の条文で定めるもののほか、受注者又は賃貸者が秘密又は個人情報情報を漏洩等したことにより、発注者が第三者に対して損害賠償を支払わなければならなくなったときは、受注者又は賃貸者はその額を補償しなければならない。

(仕様書と履行内容が一致しない場合の履行義務)

- 第4条 受注者及び賃貸者は、履行内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者、受注者及び賃貸者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(契約の変更)

第5条 発注者は、契約内容を変更する必要があるときは、発注者、受注者及び賃貸者との協議の上で決定するものとする。

(技術指導)

第6条 受注者は、発注者から依頼があったときは、機器等の取扱について必要な指導を行わなければならない。

2 前項に要する費用は、仕様書に定めるところによる。

(管理義務)

第7条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、機器等を使用管理しなければならない。

2 発注者がその責めに帰すべき事由により機器等に損害を及ぼしたときは、受注者及び賃貸者は発注者に対し賠償を請求することができる。

(発注者の通知義務)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に受注者及び賃貸者と協議をするものとする。

(1) 機器等の一部を取替え若しくは改造し、又は機器等に他の機械器具を取付ける必要が生じたとき。

(2) 機器等を履行場所から移転させるとき。

(一般的損害等)

第9条 この契約の履行に関し発生した損害は、受注者又は賃貸者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(納入(設置)の確認及び引き渡し)

第10条 機器等の引渡しの日、発注者、受注者及び賃貸者との協議して定めるものとする。

2 受注者は、機器等を頭書の履行場所に納入(設置)し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

3 発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、機器等が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることができない。

5 第3項の場合において、確認に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 発注者は、第3項の確認終了後、受注者が機器等の引渡しを申し出たときは、直ちに当該機器等の引渡しを受けなければならない。

7 受注者は、機器等が第3項の確認に合格しないときは、直ちに機器等の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(賃貸借料の支払)

第11条 賃貸者は、会計年度ごとに発注者の指示する手続に従って賃貸借料の支払を請求するものとする。なお、支払額及び支払予定額は第13条に定めるとおりとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

3 受注者又は賃貸者の責めに帰すべき事由により、機器等が良好に使用できなかったときは、第1項の規定により賃貸者が請求できる賃貸借料は、当該使用できなかった日数に係る額を差し引いた額とする。

(納入(設置)費用等の負担)

第12条 この契約に基づく機器等の納入(設置)その他この契約を履行するために要するすべての費用は、受注者の負担とする。

2 第1項の規定に係らず、納入(設置)に必要な電気料金については、発注者の負担とする。

(長期継続契約に係る契約の特則)

第13条 長期継続契約に係る契約において、執行予定総額及び各会計年度における支払額及び支払予定額は、次のとおりとする。

執行予定総額	金	円
令和7年度支払額	金	円
令和8年度支払予定額	金	円
令和9年度支払予定額	金	円
令和10年度支払予定額	金	円
令和11年度支払予定額	金	円
令和12年度支払予定額	金	円

2 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

3 受注者及び賃貸者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において損害が生じた場合は、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

4 前項の損害の賠償額は、発注者、受注者及び賃貸者とが協議して定めるものとする。

5 契約期間中に消費税率が改正された場合は、国税庁が示す経過措置及び取扱いによる。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された機器等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の取替えによる追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の

減額を請求することができる。

- (1) 追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 機器等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、契約の履行が終了するまでの間、次条、第17条、第17条の2又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者又は賃貸者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者又は賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、機器等の引渡しをすべく期日を過ぎても引渡しを行わないとき又は引渡しの見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、第14条第1項の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者又は賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者又は賃貸者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

(8) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（暴力団排除に係る解除）

第17条の2 発注者は、受注者又は賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金の提供、便宜の供与その他これらに類する行為を行い、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者又は賃貸者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該契約の解除を求め、受注者又は賃貸者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（談合等による解除）

第17条の3 発注者は、受注者又は賃貸者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条及び第8条の2の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号、第17条各号、第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第16条から前条までの規定による契約の解除をすることができない。

(受注者及び賃貸者の解除権)

第19条 受注者及び賃貸者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者又は賃貸者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受注者又は賃貸者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者及び賃貸者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、第15条、第16条、第17条、第17条の2、第17条の3又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相応する賃貸借料を賃貸者に支払わなければならない。この場合において、契約の履行の完了部分が1か月に満たないときは、月額賃貸借料の30分の1に当該履行日数を乗じて得た額をもって当該完了部分の賃貸借料とする。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者又は賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間の始期に機器等の借受けることが出来ないとき。

(2) 引き渡された機器等に契約不適合があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者又は賃貸者は、賃貸借料の10分の1に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条、第17条、第17条の2又は第17条の3の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって

受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者又は賃貸者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者又は賃貸者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者又は賃貸者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者又は賃貸者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「政府契約における利率」という。)を乗じて計算した額(計算して求めた総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。

(損害賠償の予定)

第23条 受注者及び賃貸者は、第17条の3各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額以上の額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者及び賃貸者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第11条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、賃貸者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第25条 発注者は、引き渡された機器等に関し、第10条第6項の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(損害保険)

第26条 賃貸者は、自己の責任において、機器等に損害保険を付保するものとする。

(機器等の保守)

第27条 受注者は、発注者の承認を得て、機器等の履行場所に立ち入ることができる。この場合において、受注者は、必ず身分を証明する証票を呈示しなければならない。

(保守)

第28条 受注者は、本契約が保守を含む場合にあっては、発注者が機器等を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

2 受注者は、保守を実施する場合にあっては、その方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

3 発注者は、機器等の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(賠償金等の徴収)

第29条 受注者又は賃貸者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者又は賃貸者から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(奈良県広域消防組合契約規則等の遵守)

第30条 受注者及び賃貸者は、この契約書に定めるもののほか、奈良県広域消防組合契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(事務処理に係る遵守事項)

第31条 受注者及び賃貸者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(規定外の事項)

第 3 2 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者及び賃貸者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に下請けさせるときは、発注者の承認を得るものとする。

(目的外収集及び利用の禁止)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該事務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(特定個人情報の取扱い)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して特定個人情報等がある場合は、当該情報等を事業所外に持ち出してはならない。また、当該情報等を取り扱わせる従業者及びその取り扱う情報等の範囲を明確にするものとする。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために、当該事務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行い、個人情報に係る関係法令等について教育を行うとともに、当該契約に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受注者がこの契約を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うとともに、被害を最小限に食い止めるため必要となる場合は、発注者の立入検査に応じ、これに協力しなければならない。

(法令の遵守)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するにあたっては、この個人情報取扱特記事項のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。これらの規定に違反した場合は、当該規定により罰則が適用される。

※契約書（仕様書等に記載されている内容を含む。）に同様の規定がある場合は、当該契約書の規定を優先するものとする。